

議 第 2 号

令和元年台風第19号による災害からの復旧・
復興等に対する支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣 あ て
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本県では、台風第19号の記録的な豪雨により、河川の氾濫による浸水や土砂災害等で、広範囲にわたり甚大な被害が生じた。

国は、この災害を激甚災害及び非常災害に指定し、手厚い支援策を講じており、本県も、一日も早い復旧・復興を目指しているところである。

一方、地球規模の気候変動により、これまでの想定をはるかに超える規模の災害が毎年のように発生しており、県民の安全・安心な暮らしを守っていくためには、復旧にとどまらない抜本的な対策が必要となっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、災害からの早期の復旧・復興を図るとともに、防災・減災、国土強靱化を一層進めるため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 膨大な災害廃棄物処理に係る被災市町村の負担を軽減するため、広域的な連携支援を行うとともに、補助率の嵩上げなど財政支援を拡充すること。
- 2 県及び市町村が行う災害復旧・復興に係る予算を確保するとともに、広大な流域を持つ河川、幹線道路等、国民生活や経済活動に重要な影響を及ぼすインフラについては国が直轄で整備を行うこと。
- 3 近年の頻発する激甚災害を踏まえた整備計画を作成するとともに、気候変動等への対策を講ずるための予算を確保すること。
- 4 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、令和3年度以降も予算を別枠で確保するとともに、この対策に伴う地方の財政負担を軽減する措置を講ずること。